

～市民活動推進事業補助金申込み募集のお知らせ～

市民の皆さんが、自主的・主体的に取り組む社会貢献活動に補助金を交付いたします。

【交付例】

外国人親子向け高校進学ガイダンス、
子ども・高齢者の居場所づくりなど

1. 補助対象団体 ※すべてに該当

①5名以上で組織された団体

②主たる活動の範囲が小山市内

※ただし、災害時の被災地支援活動等により、市外での活動が止むを得ない場合や、小山市の市民活動を広くPRできるような活動等、認められた場合を除く。

③政治的活動、宗教的活動又は営利的活動を団体の目的としていない

④公共的活動又は公益的活動を行っている団体

⑤補助金の交付対象となった事業に意欲を持って取り組む団体・・・等

2. 補助対象事業 ※すべてに該当

①地域の活性化を目的とした事業や社会貢献を目的とした事業又は公共性、公益性を有する事業

②この補助金に類するものの交付を市から受けていない事業

③同一事業に対する補助金の申請ができる期間は連続した3年間

3. 補助金の額

支給限度額は5万円(1,000円未満は切り捨てます。)

4. 補助対象経費

事業を行うために必要な実費で次に上げるもの

①消耗品・材料・燃料費 ②備品購入費 ③食糧費 ④使用料・賃借料 ⑤報償費 ⑥旅費
⑦通信運搬費 ⑧手数料 ⑨保険料 ⑩委託料 ⑪その他

※詳細については別紙をご覧ください。

5. 申請期間

令和7(2025)年5月7日(水)～5月30日(金) ※土・日・祝日を除く。

8時30分～17時00分まで

※申請内容についてお伺いすることがありますので、説明できる方がご持参いただきますようお願いします。

6.当補助金のPRについて

広く周知をする目的から、当補助金の助成を受けている旨を積極的にPRしてください。

7.応募方法

申請書と添付書類を、小山市役所2階・市民生活安心課まで持参ください。
(募集要項、申請書については小山市のホームページからダウンロードできます)

《必要書類》

- ①申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④申請団体の名簿の写し
- ⑤その他市長が必要と認める書類
 - ・団体の活動内容が分かる書類
 - ・団体の規約や総会資料等(あれば提出をお願いします)

【注意点】

- ① 提出いただいた申請書類は返却いたしませんので、写しを保管してください。
- ② 提出いただいた書類は、公平性・透明性を高めるため公開の対象とします。
※名簿等、個人情報に関する部分は除きます

プレゼンテーションによる審査会により交付の決定をいたします。
審査会にはご出席をお願いしますので、あらかじめご了承ください。
また、交付決定後は事業実施について報告書等の提出が必要となります。

～団体の活動・運営などについてのアドバイスを受けたい場合は下記にご連絡ください！～

小山市城山町3-7-5城山サクラコモンビル 2 階

「小山市市民活動センター おやま～る」

TEL:0285-20-5562

9:00～21:00(休館は年末年始のみ)

【申込み・問合せ】

小山市中央町1丁目1番1号

小山市役所 市民生活安心課 市民協働係

TEL:0285-22-9287